

県民参加の森林づくり事業における交付決定前着手承認について

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

(趣旨)

第1 県民参加の森林づくり事業により活動を実施する団体の中には、交付決定の前に一部事業に着手したいとする団体もあることを踏まえ、団体の申請に基づき、交付決定前の着手を承認することとする。

(定義)

第2 この定めにおいて、交付決定前着手とは、助成金交付申請日以降交付決定日までに活動に着手することをいう。

(適用団体・活動)

第3 この定めは、継続して2年以上活動を行っている団体・活動に適用するものとし、活動初年度には適用しないものとする。

(申請)

第4 交付決定前着手を希望する団体は、県民参加の森林づくり事業助成金交付申請書を提出する際に、併せて、県民参加の森林づくり事業交付決定前活動着手承認申請書(様式1)を提出する。

(承認)

第5 公益社団法人熊本県緑化推進委員会は、前項に規定する交付決定前活動着手承認申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる場合には交付決定前活動着手を承認し、県民参加の森林づくり事業交付決定前活動着手承認通知書(様式2)を、地域協議会を経由して申請者に送付するものとする。

(補足)

第6 交付決定前の活動内容等は、元となる県民参加の森林づくり事業助成金交付決定通知書の内容による。

付則 この定めは、令和2年5月26日から施行する。

(様式1)

県民参加の森林づくり事業交付決定前活動着手承認申請書

年 月 日

(公社)熊本県緑化推進委員会
理事長 ○○○○ 様

申請者 名称
代表者 印
郵便番号
住 所
電話番号

〇〇年度の県民参加の森林づくり事業実施にあたり、次の事項を厳守のうえ、交付決定前に下記の活動に着手したいので申請します。

- ・ 事業実施にあたっては、関係法令を遵守し、決して無理な活動はせず、万全な安全対策に努めるとともに、事故等が発生した場合は申請者が責任をもって対処します。
- ・ 第三者との間に障害が発生しないよう、権利関係等は事前に調整しますが、事業実施に伴い障害が発生した場合は、申請者の責任において解決します。
- ・ その他、事業実施に関する一切の責任は申請者が負います。

記

- 1 事業名 :
- 2 交付決定前活動内容 :
- 3 活動開始月日 :
- 4 交付決定前活動の必要な理由 :

添付書類 活動計画(助成金交付申請書に添付するもの)

(様式2)

県民参加の森林づくり事業交付決定前活動着手承認通知書

熊緑推第 号
年 月 日

申請者 様

(公社)熊本県緑化推進委員会
理事長 ○○○○

年 月 日付けをもって申請のあった交付決定前活動着手について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業名 :
- 2 交付決定前活動内容 :
- 3 活動開始月日 :